

別添

規則等の名称	審査基準・処分基準
根拠法令	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により改正される道路交通法（昭和35年法律第105号） 2 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）により改正される道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） 3 道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）により改正される道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） 4 特定自動運行に係る許可制度の創設に伴うモデル審査基準及びモデル処分基準の制定について（通達）（令和5年2月1日付け、警察庁丁交企発第15号）
趣旨	<p>道路交通法の一部改正に伴い、自動運転レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転が「特定自動運行」と定義づけされ、特定自動運行の許可に対する事務が公安委員会の事務と定められたことから、許可に対する審査基準、許可の取消し・停止等の行政処分に対する処分基準を制定するもの。</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●「特定自動運行」に係る許可申請に対する審査基準 <ol style="list-style-type: none"> 1 特定自動運行の許可（標準処理期間45日） 2 特定自動運行計画の変更の許可（標準処理期間45日） ●「特定自動運行」に係る行政処分に対する処分基準 <ol style="list-style-type: none"> 1 特定自動運行実施者に対する指示 2 特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止
施行日	令和5年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>法令に基づく行政処分であり、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された審査基準に沿う内容で策定しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。</p>
その他参考事項	